

# 平成30年4月から 国民健康保険制度が変わります

～平成30年度から国保の財政運営は市町村から都道府県へ移行します～

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して病院にかかることができるよう、加入者の皆さんでお金を出し合ってお互いに支え合っていく制度です。

## 国保の現状と課題

なぜ  
都道府県に  
変わるの？

国民健康保険の加入者は「年齢構成が高く、医療費水準が高い」「低所得者が多い」構造となっているため、国民健康保険料（税）などの収入より医療費などで支出するお金の方が多くなっている状況にあり、市町村単位では安定した財政運営が困難であるなどの課題があります。

## 制度改正による財政の安定

平成27年5月27日に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、市町村で行っていた財政運営を都道府県が責任主体となることで、安定的な国保の運営を図ることになりました。

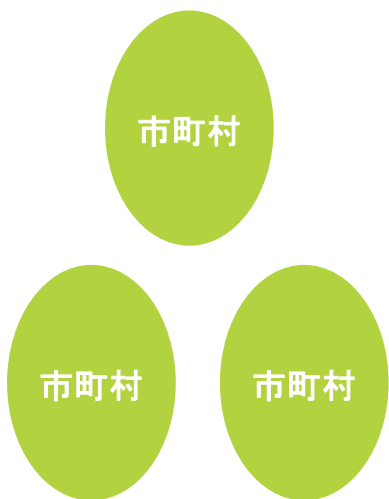
## 制度改正による大きな変更点

何が  
変わるの

- ①医療費給付など国保の事業に必要なお金を市町村が納付金として都道府県に納めます。
- ②都道府県が各市町村の医療費水準や所得水準などを基に市町村ごとの納付金を決定、併せて納付金の納付に必要な市町村ごとの標準保険料（税）率を示します。
- ③市町村は都道府県が示した標準保険料（税）率を参考に保険料（税）を決定します。

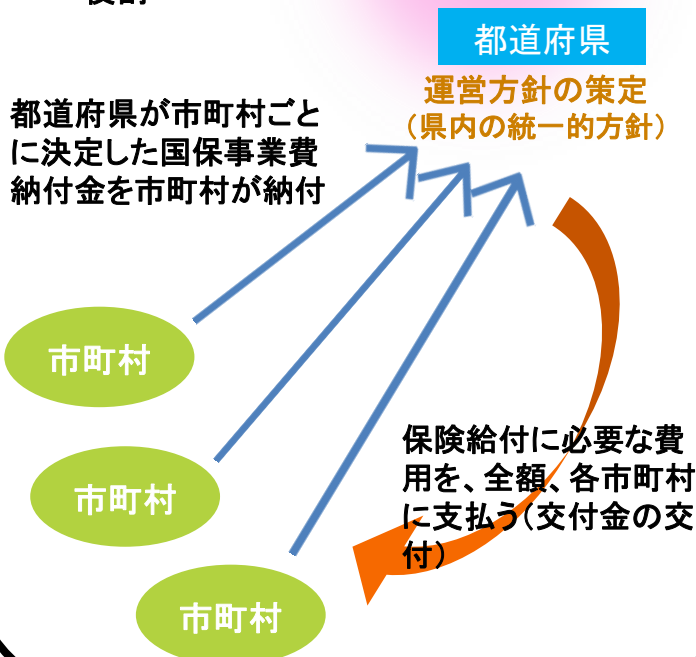
### 現在

各市町村が国保財政運営の責任主体となり、市町村が個別に運営



### 平成30年度～

都道府県が財政運営責任を担うなど中心的役割



# 国保制度改正による、平成30年度からの都道府県と市町村の役割分担は、次のとおりです。

## 改正の方向性

①運営のあり方 (総論)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都道府県が県内の市町村とともに国保の運営を担う。</li> <li>○<b>都道府県</b>が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の<b>国保運営の中心的な役割</b>を担い、<b>制度を安定化</b>。</li> <li>○<b>都道府県</b>が県内の<b>統一的な運営方針</b>としての<b>国保運営方針</b>を示し、市町村が行う事務の効率化、標準化、広域化を推進。</li> </ul>	
	<b>都道府県の主な役割</b>	<b>市町村の主な役割</b>
②財政運営	<b>財政運営の責任主体</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村ごとの国保事業費納付金を決定</li> <li>・財政安定化基金の設置・運営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国保事業費納付金を県に納付</li> </ul>
③資格管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民と身近な関係のなか、資格を管理 (<b>被保険者証等の発行</b>)</li> </ul>
④保険料(税)の決定、賦課、徴収	<ul style="list-style-type: none"> <li>・標準的な算定方法等により、市町村ごとの<b>標準保険料(税)率</b>を算定、<b>公表</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>標準保険料(税)率</b>等を参考に<b>保険料(税)</b>を決定</li> <li>・個々の事情に応じた賦課、徴収</li> </ul>
⑤保険給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>給付に必要な費用を全額市町村に対して支払う</b></li> <li>・市町村が行った保険給付の点検</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険給付の決定・支払い。</li> <li>・個々の事情に応じた窓口負担減免等</li> </ul>
⑥保健事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村に対して、必要な助言、支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者の特性に応じた<b>きめ細かな保健事業を実施</b> (データヘルス計画)</li> </ul>

## 国保制度改正により、変わること・変わらないこと

### 変わらないこと

- ・国保の加入・喪失の届出先。
- ・保険証の発行などに関する事。
- ・出産育児一時金や葬祭費等の給付に関する事。
- ・国保料(税)の賦課・徴収に関する事
- ・特定健診等の保健事業に関する事。

### 変わる事

- ・資格管理が都道府県単位となります。  
※県内での転出であれば、資格は継続します。
- ・保険証等の様式が変わります。  
※新しい保険証への切り替えは12月以降の一斉更新時に行いますので、有効期限までは、現在の保険証を使用できます。
- ・高額療養費の多数該当の通算方法が変わります。

国民健康保険の窓口は、平成30年4月以降も引き続き八百津町です。

■お問合せ 町民課国民健康保険係 ☎43-2111 (内線2114)